

## 【EU】人身取引に関する指令の制定

海外立法情報調査室・矢部 明宏

\* 人身取引に関する指令が 2011 年 4 月 15 日に公布・施行され、これまで有効であった 2002 年の枠組決定が廃止された。新指令では、加害者の訴追・処罰、被害者支援等の各分野において、子どもを含む被害者保護の観点が重視された。各加盟国は、2013 年 4 月までに、指令に国内法を適合させる。

### 制定の背景

人身取引 (trafficking in human beings) とは、搾取の目的で、暴力等の手段を用いて、人の獲得、輸送、收受等を行うことをいい、人権を侵害する重大な犯罪である。EU では、域外から域内へ又は域内において、毎年数十万人の人身取引が行われているといわれる。人身取引に国際的に対処するため、2000 年 11 月に国連で、「人身取引防止議定書 (注 1)」が採択され (2003 年 12 月発効)、また、2005 年 5 月に欧州審議会で、「人身取引に対する行動に関する条約」が採択された (2008 年 2 月発効)。既に EU 加盟国の相当数が両条約の締約国となっており、EU としては、前者の条約に 2006 年 9 月から加盟している。

EU レベルの主な法規では、「EU 基本権憲章」が「人身取引は、禁止される」(第 5 条第 3 項)と規定し、また、「人身取引との闘いに関する 2002 年 7 月 19 日の理事会枠組決定 (2002/629/JHA) (注 2)」(以下「旧枠組決定」)が、人身取引の犯罪、刑罰、裁判管轄、被害者の保護・援助に関して加盟国が必要な措置をとることを定めていた。

2011 年 4 月、旧枠組決定に代わる新たな法規として「人身取引の防止、人身取引の被害者の保護及び理事会枠組決定 2002/629/JHA の廃止に関する 2011 年 4 月 5 日の欧州議会及び理事会指令 (2011/36/EU) (注 3)」(以下「新指令」)が制定、公布された。新指令作成に当たっては、前述の欧州審議会の条約に沿って旧枠組決定が見直され、加害者の訴追・処罰、被害者支援、審理過程における被害者の権利等の各分野において、子どもを含む被害者保護の観点を重視する規定が盛り込まれた。欧州委員会のセシリア・マルムストレーム内務担当委員は、採択に当たって、「この新たな法規は、被害者を保護し、現代的な奴隷制の背後にいる犯罪者を処罰することにより、EU を人身取引に対する国際的な闘いの最前線の位置に立たせるだろう」と述べた。

### 新指令の概要

以下、旧枠組決定と異なる規定を中心に、新指令の概要を紹介する。

・加盟国は、人身取引の犯罪を長期 5 年以上の刑で処罰するため必要な措置をとる (旧枠組決定には、刑期の指定なし)。子どもを含む特に脆弱な被害者に対してなされた等の場合は、長期 10 年以上の刑とする (旧枠組決定では、8 年以上の刑) (第 4 条)。

- ・加盟国は、犯罪に用いられた物及び犯罪からの収益を差押及び没収することができる措置をとる（第7条）。
- ・加盟国は、強制的に人身取引に関与させられた人身取引の被害者を訴追及び処罰しないことができるよう必要な措置をとる（第8条）。
- ・加盟国は、犯罪審理中及びその後の適切な期間、被害者支援のための適切な措置をとる。この措置は、捜査・訴追に協力する被害者の意思の有無を条件としない（第11条）。
- ・加盟国は、被害者が速やかに法律相談及び代理人を利用することができるようにする。被害者に資力がない場合は、これらを無料で利用できるようにする（第12条）。
- ・子どもの被害者は、支援及び保護を受ける。指令の適用において、子どもの最善の利益を第一に考慮しなければならない（第13条）。
- ・加盟国は、子どもの身体的・精神的・社会的な回復において、短期的・長期的な支援のために必要な措置をとる（第14条）。
- ・加盟国は、犯罪の捜査・訴追において、管轄官庁が子どもの被害者のための代理人を指名するよう適切な措置をとる（第15条）。
- ・加盟国は、犯罪被害者に対する補償についての既存の制度を人身取引の被害者が利用できるようにする（第17条）。
- ・加盟国は、人身取引に関するすべての形態の搾取を助長する要求を無くすための適切な措置（教育、訓練等）をとる（第18条）。
- ・加盟国は、各国の報告者（*rapporteurs*）又はこれと同様の仕組みを設置するため適切な措置をとる。報告者の任務は、人身取引の状況の評価、人身取引対策の結果の評価及び報告である（第19条）。
- ・枠組決定 2002/629/JHA を廃止する（第21条）。
- ・加盟国は、2013年4月6日までに、この指令に国内法を適合させる（第22条）。
- ・欧州委員会は、欧州議会及び理事会に、2015年4月6日までに、この指令を遵守するためにとった措置について、また、2016年4月6日までに、国内法の影響の評価等について、必要があれば提案を付して報告する（第23条）。

注(インターネット情報はすべて2011年7月20日現在である。)

- (1) 正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑制し及び処罰するための議定書」
- (2) 平野美恵子「欧州連合の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』220号, 2004.5, pp.63-78.  
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/220/022005.pdf>>
- (3) “Directive 2011/36/EU of the European Parliament and the Council of 5 April 2011 on preventing and combating trafficking in human beings and protecting its victims, and replacing Council Framework Decision 2002/629/JHA.”  
<<http://eur-lex.europa.eu/Notice.do?val=570623:cs&lang=en&list=570623:cs,&pos=1&page=1&nbl=1&pgs=10&hwords=&checktexte=checkbox&visu=#texte>>